平成23・24年度建設工事の請負等の入札参加資格審査に係る申請受付の実施について

町では、「埼玉県電子入札共同システム」参加自治体と共同で、平成23・24年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付を実施します。平成23・24年度に行う建設工事等の競争入札に参加を希望される方は、対象業務の資格審査申請を行ってください。

1　電子入札共同システムで受け付ける業種

①建設工事
②設計・調査・測量等業務委託
③土木施設維持管理
＊建築施設等維持管理、廃棄物処理、建設資材、物品売買、その他業務委託の受付は、従来通り寄居町で行います（平成23年2月頃を予定しています）。

2　電子入札共同システムによる入札参加申請受付日程・場所

○新規申請者（ユーザーID及びパスワードが交付されていない事業所）

(1)日程　9月14日（火）～10月1日（金）（土・日・祝日は除く）※受付は事前予約制となります。

(2)申請方法　書類による対面申請となります。

(3)受付会場　埼玉教育会館（さいたま市浦和区高砂3・12・24）

○更新申請者（ユーザーID及びパスワードを現在交付されている事業所）

(1)日程

○建設工事　10月18日（月）～11月30日（火）

○設計・調査・測量、土木施設維持管理業務　10月18日（月）～11月12日（金）

(2)申請方法　埼玉県電子入札共同システムによる電子申請のみとなります。

(3)その他　現在、埼玉県電子入札共同システムに登録があれば、今回新たに参加する市町等（別表1）にも更新申請ができます。

別表1

今回から新たに参加する市町等（11市町等）
加須市、羽生市、伊奈町、川島町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、越谷・松伏水道企業団

3　説明会を開催します

主に新規申請する事業者に対する説明会を、別表2の日程により行います。各回2時間半程度を予定しています。経営事項審査説明会と合同で開催します。

別表2

①	8月9日（月）	午後1時30分～	秩父宮記念市民会館
②	8月11日（水）	午前9時30分～	川越西文化会館
③	8月11日（水）	午後1時30分～	
④	8月12日（木）	午前9時30分～	パストラルかぞ
⑤	8月12日（木）	午後1時30分～	

電子入札共同システムの詳しい内容については、埼玉県のホームページ「埼玉県電子入札総合案内」をご覧ください。（http://www.pref.saitama.lg.jp/site/densinyusatsu/）

問い合わせ／財務課（☎581・2121内線322・324）へ。

開催します！カローリング体験教室

町では、町民の体力向上・健康増進のため、新しい生涯スポーツとして「カローリング」の普及を進めています。

カローリングとは、子どもから高齢者までの誰もがいつでも楽しむことができる屋内スポーツです。

町では、体育指導委員が講師となり、次の日程で体験教室を開催しますので、ぜひご参加ください。

年齢・性別・体力に関係なく、気軽に参加できるスポーツを楽しんでみませんか。

日時／9月25日（土）午前9時～正午、10月17日（日）午前9時～正午、11月27日（土）午後1時～3時

場所／総合体育館・アタゴ記念館

対象／町内在住・在勤・在学の方

定員／各50人

費用／無料

持参する物／運動のできる服装、体育館シューズ、タオル、飲み物等

申し込み／各開催日の5日前までに、生涯学習課備え付けの申し込み用紙に記入し、お申し込みください（電話での申し込みも受け付けます）。

その他／11月28日（日）には、総合体育館・アタゴ記念館を会場に「第3回寄居町カローリング親善大会」を計画しています。詳細は、本誌10月号でお知らせします。

問い合わせ／生涯学習課（☎581・2121内線531）へ。

年金あれこれ

老齢基礎年金を受けるためには…

①～⑤の合計期間が最低25年以上必要です

①国民年金保険料を納めた期間
②国民年金保険料の全額免除や多段階免除※1、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間※2
③第3号被保険者期間（第3号被保険者とは、会社員等に扶養されている配偶者）
④厚生年金、共済組合加入の期間
⑤任意加入できる人がしなかった期間（カラ期間）

※1　一部免除の承認を受けた月でも、残額（一部の保険料）を納めない月は未納となり、免除期間とはなりませんので、ご注意ください。

※2　若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、その受けた期間10年以内に追納しなかった場合などは、年金受給資格期間に数えますが、カラ期間と同じように年金額には反映しない期間となります。

原則として65歳から受けられます

例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」の制度があります。

繰上げ請求→希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる制度です。ただし、障害基礎年金の請求ができない、寡婦年金が受け取れないなどの給付制限があります。

繰下げ請求→希望すれば66歳以降に遅らせて増額した年金を受けられる制度です。

※両制度とも、一度決まった支給率（年金額）は一生を通じて変更は認められないので、ご注意ください。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷年金事務所（☎522・5158）、町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。

また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

ご協力ください　法令に基づく水道メーターの交換作業

水道メーターは、『計量法』により製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。

今年は、8月から11月にかけて、町指定の水道工事店が町からのお知らせ文書を持参して、該当するご家庭等にお伺いしてメーターの交換を行います。皆さんのご協力をお願いします。

対象地域	交換期間	備考
上の町・内宿・上の原・関山 立ヶ瀬・保田原・露梨子・小園	8月下旬～9月中旬	給水区の60・62・63・64区が対象
寄居町全域（製造から8年目を迎えるメーターが対象）	10月上旬～11月下旬	平成14年に設置したメーター

作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

・メーターボックスの上に物を置かないでください。
・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
・メーターボックスの近くに犬をつながないでください。

なお、水道メーターは町の貸出品ですので、交換に伴う費用は無料です。

問い合わせ／上下水道課（☎581・2121内線264）へ。

ご家庭の省エネ生活をサポートします！

県では、家庭の二酸化炭素の排出を削減するため、「家庭の省エネ診断」・「省エネナビの貸出し」を始めました。

1　家庭の省エネ診断

実施期間／10月15日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く）

電気・ガスの使用状況や使用機器などのアンケートをもとに、「省エネ診断書」を作成し、専任スタッフが家庭にお伺いして説明、省エネのアドバイスをします。

2　省エネナビの貸し出し

貸出し期間／平成23年2月28日（月）まで

省エネナビは、家庭の分電盤に測定器を取り付けることで、電気使用量をリアルタイムで表示できる機器です。さらに、コンセントに個別センサーを取り付ければテレビやエアコン等の個別電気使用量を測定することができます。

詳しくは、埼玉県温暖化対策課のホームページをご覧ください。（http://www.pref.saitama.lg.jp/page/nabishindan.html）

問い合わせ／埼玉県環境部温暖化対策課（☎048・830・3038）へ。